

原規規発第 2402131 号  
令和 6 年 2 月 13 日

関西電力株式会社  
執行役社長 森 望 様

原子力規制委員会

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 8 7 条第 4 号の規定に基づき、基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等の確認について

2023年11月8日付け関原発第416号をもって申請のありました上記の件については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第4号の規定に基づき、判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることを確認したので、運転責任者に係る基準等に関する規程第3条第2項の規定に基づき、通知します。